

京都市告示第 2 5 4 号

京都市健康増進センターの指定管理者である財団法人京都市健康づくり協会から、京都市健康増進センター条例（以下「条例」という。）第 4 条ただし書の規定に基づき、開所時間の変更（臨時開所）について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 2 4 年 9 月 2 8 日

京都市長 門川 大作

1 変更部分

条例第 2 条第 2 号に掲げる事業の用に供する部分（診療所）

2 変更内容

毎週木曜日の午後 2 時から 4 時までの 2 時間について臨時に開所する。

3 変更期間

平成 2 4 年 1 0 月 4 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで

（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課）